

千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、市が発行する千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格、掲載位置及び枠数は、建設局長が別に定める千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告募集要項（以下、「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、原則として千葉市建設局道路部自転車政策課ホームページにより行うものとする。

3 募集は、千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせの発行に際して行うものとする。

4 建設局長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、建設局長が決定し、指定する。

2 建設局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合せにより決定することができる。

3 広告主は、広告掲載料を建設局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、建設局長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせへの広告掲載希望者は、千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、FAX又は電子メールで、建設局長が『募集要項』において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が、第3条に規定する枠数を超えたときは、自転車に関わる

者を最優先し、それ以外は抽選により決定する。

- 4 見積合せによる広告募集を行った場合は、見積金額が、第3項の規定に優先するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件を記載した千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載承諾書（様式第4号）を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市及び千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更要求)

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載決定通知書（様式第2号）において市長が指定した期日までに、書面により市長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に建設局長が定める。

附 則

この要領は平成20年10月3日から施行する。

(様式第 1 号)

千葉県指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載申込書

(あて先) 千 葉 市 長

申請者 住 所
氏 名
(法人名)

印

次のとおり、広告を掲載したいので、千葉県指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告取扱要領第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、申し込みに当たっては、千葉県指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告取扱要領の内容を遵守します。

広告種別	
広告掲載予定期間	千葉県指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせの 配布期間
添付書類	☐ 広告原稿案 ☐ その他 ()

※ 添付書類は、広告原稿案を A 4 サイズの紙面に印刷したもの、又は電子データ (PDF ファイル形式) を提出すること。

※ 広告原稿案の作成にあたり、掲載媒体の概要 (規格等) について事前に確認を行うこと。

(様式第2号)

千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった、広告の掲載について下記のとおり掲載することと決定しましたので通知します。

記

- 1 広告主
- 2 広告種別
- 3 掲載期間
- 4 広告料
- 5 条件等

広告掲載の取下げの期限日		
年	月	日

(様式第 3 号)

千葉県指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった、広告の掲載について下記のとおり掲載しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 広告主
- 2 掲載しない理由
- 3 その他

(様式第4号)

千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告掲載承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申請者	住 所	
	氏 名	
	(法人名)	印

千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせ広告取扱要領第7条第2項の規定により決定通知を受けた、千葉市指定自転車駐車場定期利用事前受付のお知らせへの広告掲載に際しては、下記のとおりとすることを承諾します。

記

1 掲載枠数

2 掲載枠位置 第 面 (巻末の裏表紙)

3 掲載内容

4 条 件 等 決定通知書に記載のとおり

5 担当者連絡先 (掲載申込時と変更がある場合のみご記入下さい。)

- (1) 氏 名
- (2) 電 話 番 号
- (3) F A X 番 号
- (4) E - m a i l